

## 定款上の事業内容

- 1:適正化法に定めるマンション管理士としての業務の推進
- 2:他のマンション管理士の団体等との連携及びネットワークの構築
- 3:管理組合の管理者及び顧問への就任並びに管理組合からの業務の受託
- 4:国、地方公共団体、その他の公共性の高い機関及び適正なマンション管理を推進していく上で必要となる関係団体との関係強化並びに業務の受託
- 5:会員相互の親睦、意見交換及び知識向上を図るための親睦会、勉強会及び研究会の開催
- 6:マンション管理に関する調査研究及び公共性の高い機関の調査研究業務の受託
- 7:マンション管理及びそれに関連する内容の図書等の刊行
- 8:マンションを通じた地域社会のコミュニティ形成の推進
- 9:前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業